

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 1 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600580号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600231号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年9月1日から同年8月23日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和57年8月23日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年8月23日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月23日から同年9月1日まで

C社からA事業所へ異動した際の請求期間の厚生年金保険の記録がない。1日の空きもなく継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に勤務し(昭和57年8月23日にC社からA事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和57年9月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和57年8月23日から同年9月1日までの期間において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から健康保険厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。